日本産業衛生学会「石綿問題検討委員会」報告書

2009年(平成21年)3月14日

委員(五十音順):相澤好治(委員長)、大前和幸、岸 玲子、岸本卓巳、日下幸則、車谷典男、 甲田茂樹、神山宣彦、東 敏昭、久永直見、広瀬俊雄(事務局長)、森永謙二、 矢野栄二(副委員長)

はじめに

石綿問題小委員会が設置されて以降、本石綿問題検討委員会発足迄の経過をはじめに述べる。 2005年(平成17年)6月29日、(株)クボタが石綿による健康被害の状況を公表したことをきっかけに、

2005 年(平成 17 年)6 月 29 日、(株)のかずか石棉による健康依書の状況を公表したことをきろかりた、 石綿製品製造企業等から続々と被害が明らかにされた。労働者のみならず工場の近隣住民や労働者の 家族にも中皮腫の発生があるとの情報から、国民全体が石綿による健康不安にとらわれる状況となった。 不安の背景には、石綿が特殊な物質ではなく、身近で広範に使用されてきたものであり、誰しも石綿を吸 い込んだ可能性があり、曝露から発症までに 30~50 年の潜伏期を持つ中皮腫が、致命率の高い難治 性の疾患であるためと思われる。

過去にも水俣病、イタイイタイ病など化学物質による健康被害が社会問題になったが、地域が限局的であった点が石綿問題と異なる。石綿問題小委員会(相澤好治〈委員長〉・日下幸則・甲田茂樹・車谷典男・東敏昭・広瀬俊雄)は、平成17年度の第2回理事会の決定により設置されたが、理事会の諮問を受けて、本邦での労働衛生対策と日本産業衛生学会の対応について検証した結果、下記のように行政と学会へ提案した。

本学会活動への提案項目は、①典型的な石綿吸入による胸部エックス線検査所見を収集し学会員の技能向上学習に役立てる、②石綿関連疾患の情報収集を他学会との連携により行う、③石綿健康障害およびその予防法に関する研修会・公開講座などを開催する、④アジア塵肺レントゲン読影講習会でアスベスト関連病変の写真を提示する、⑤以上の検討内容を学会ホームページ・学会誌などに公開する、であった。

行政へは、①曝露者に対する健康管理手帳の配布、②健診項目について CT などの活用、③中皮腫および肺がんの労災認定基準改定の検討、④中皮腫罹患者の救済を確実に行う体制の確立、⑤事業場周囲への石綿発散可能性の高い地域での追跡調査、⑥中皮腫の疾病登録およびアスベスト曝露との関連性の検討、⑦石綿代替品の安全性に関する科学的な検討を推進する事業、⑧石綿代替品による健康障害予防のための事業場における労働安全衛生マネージメントシステム(OSHMS)の導入・実施、を提案することとした。

また、本学会許容濃度等に関する委員会の 2001 年(平成 13 年)の評価値策定に至る経過を検証するとともに、本学会総会での一般発表・シンポジウム・特別講演などを調査し、学会の石綿問題への貢献の有無について検討した結果を 2005 年(平成 17 年)11 月 12 日に中間報告としてまとめた。これらの報告は理事会の議を経て、「石綿問題に関する見解」【2006 年(平成 18 年)4 月 11 日】として清水英佑理事長名で本学会ホームページと産衛誌 48:A56-61, 2006 に掲載された。

1. 石綿問題検討委員会の活動経過

2005年度(平成17年度)の第3回理事会で、石綿問題小委員会は活動目標を1年間では達成できず、

活動を継続発展する必要があるため、第79回学会開催後に非常設の石綿問題検討委員会を発足させることが決まった。これを受けて2006年(平成18年)9月9日に第1回石綿問題検討委員会が開催された。委員は、相澤好治(委員長)、大前和幸、岸玲子、岸本卓巳、車谷典男、甲田茂樹、神山宣彦、日下幸則、東敏昭、久永直見、広瀬俊雄(事務局長)、森永謙二、矢野栄二(副委員長)の13人であり、ワーキンググループを設置する場合は、委員以外も招聘できることとした。

本委員会の目的と方向性について討議され、目的は下記の 2 点に集約された。①石綿問題と学会の関わりを引き続き検証し、石綿と同様な健康問題が、今後起きないようにするためには、学会としてどのように活動すべきかを検討する。②石綿問題の注目度が社会では低下しているが解決済みではなく、今後も石綿による健康被害が起きる可能性もあるので行政の動きを注視してゆく必要がある。

委員会としては「実務と提案」を活動目標とすることにし、具体的な活動としては、①石綿問題小委員会が起草した「石綿問題に関する見解」に対する会員のアンケート調査結果のまとめ(広瀬委員)、②関連学会と連携して画像診断教材用石綿関連疾患の胸部エックス線写真集(広瀬・東・久永・日下・岸本の各委員)ないし症例集(相澤・日下・東・久永・広瀬の各委員)を作成、③総会で石綿に関する研修を目的とした講座の開催(車谷委員)、④"Air Pneumo"を中心として国際労働衛生に貢献(日下・東の各委員)、⑤石綿がもたらした利益と害についての評価とリスクマネージメントに関する提言(矢野・神山・大前の各委員)、⑥行政面での対策と検討課題(甲田委員、岸委員)を行うことにした。

2006 年(平成 18 年)12 月 16 日の第2回委員会では、引き続き活動内容を確認し具体案を審議した。2007 年(平成 19 年)2 月 16 日の第 3 回委員会では、第 80 回本学会開催時に、石綿関連疾患実践講座と題して、久永委員が「曝露に関する問診・評価の仕方」、日下委員が「画像診断」、岸本委員が「労災補償の取扱い方」を講演することとした。また職業性呼吸器疾患研究会主催の自由集会で、日本職業・災害医学会の大西一男副院長(神戸労災病院)に「石綿問題への取り組み経過と共同作業について」、日本呼吸器学会の中野孝司教授(兵庫医大)に「石綿問題への取り組み」の講演をお願いし、関連学会との共同作業のあり方を検討することになった。国際活動では、2007 年(平成 19 年)2 月にタイで 4 回目の Air Pneumo が開催されることが報告された。リスクアセスメント・マネージメントに関しては、矢野委員から「石綿問題から学ぶこと」を中心に委員全員で座談会を開催することが提案された。車谷委員と甲田委員から労働安全衛生法第百八条の二の疫学調査をクボタの事例で発動させるべきとの意見が出され、理事会に提案することになった。

2007 年(平成 19 年)6 月 3 日の第 4 回委員会では、理事会に提出され条件つきで承認された疫学調査の要望書を「石綿取扱い労働者の疫学調査実施に関する要望」とし、内容の修正を行い理事長に提出し、厚生労働省に提出することとした。この件に関しての厚生労働省の担当官の回答は「根拠としている『労働安全衛生法第百八条の二』は、未知の物質による健康障害の原因究明に発動するもので、今回のケースは石綿という物質が特定されているので該当しない」ということであった。要望書の全文は、学会ホームページに公開している(現在も継続中)。第 80 回本学会開催時に行われた実践講座は 130 人の参加が得られ好評だったので、第 81 回本学会時にも2回目を行い、合わせて関連3学会(呼吸器、職業・災害、放射線)との合同シンポジウムを開催することとした。

第80回本学会自由集会で、関連2学会(呼吸器、職業・災害)の代表と相談したところ、症例集よりも石綿関連企業・事業所の産業医が取り組む際に役立つマニュアルないし「Q&A」の方が価値があるとの意見に一致したので、これらを作成することにした。石綿疾患の登録制度についても検討し、現時点において本委員会では取り扱わないが、解体作業者での石綿曝露が健康問題を起こす可能性もあるので継続して検討することにした。

2007年(平成19年)9月8日に「石綿問題に学ぶ」と題する座談会(相澤・岸・岸本・日下・甲田・神山・ 久永・広瀬・森永・矢野の各委員)を開催した。翌9日には第5回委員会を開催し、関連3学会の共同作業で、日本職業・災害医学会は職歴と病理の判明している症例の収集、日本医学放射線学会は主に「胸膜肥厚」症例をまとめ、日本呼吸器学会は間質性肺炎と石綿肺の関連をまとめることが報告された。また相互に学会シンポジウムに参加することとし、第81回本学会開催時の職業性呼吸器疾患研究会(以下、「職呼研」)では関連4学会の合同企画を計画する運びとなった。また同学会では、第2回石綿実践講座を「石綿の鉱物学と測定法」(神山委員)、「胸膜プラークについて」(森永委員)、「専門学術団体としての学会のあり方とリスク管理」(矢野委員)として行うこととした。

2007年(平成19年)12月9日に第6回委員会を開催し、座談会の内容の検討をした。座談会の討議 内容を中心に、矢野担当委員がまとめて第81回の本学会で行われる実践講座で講演することとした。ま た2年間の活動のまとめの構成とその分担を決めた。平成20年度にも本委員会の継続を申請し、事業 の完遂を目指すこととした。

2008年(平成 20 年)3月8日の第7回委員会では、委員会「報告書(案)」の検討、第81回総会時の委員会関連行事の具体化、ならびに関連4学会の合同作業について議論された。東委員より、国際石綿協会(AHA)保管の胸部画像集の外部提供が許可されたとして、委員、4学会連絡会委員、職呼研世話人に配布された。

2. 学会のあり方とリスク管理について

前項「石綿問題検討委員会の活動経過」で提示した①石綿問題と学会の関わりの検証と同様な問題の再発防止のための学会の活動方向を明らかにすること、および②行政の動きを注視という本委員会のふたつの目的のうち前者に関連して、第81回本学会開催時の第2回石綿実践講座で矢野委員が「専門学術団体としての学会のあり方とリスク管理」と題する講演で先の座談会の内容と今後の方向性について報告した。2008年(平成20年)12月20日の第8回委員会において、その内容を基に集中的な検討が行われた。

1) 石綿問題と学会の関わり

石綿の健康影響について学会員は早くから海外の研究を紹介するとともに日本での調査研究を行い、その結果を発表するだけでなく、学会として研究結果を現場で利用しやすい形にするため、許容濃度等委員会での検討を経て勧告も行ってきた。しかしこれはあくまで1学会としてのリスク評価結果の勧告で、学会は使用や輸入を禁止させるという権限を持っていない。いうまでもなくその責任と権限を持つのは行政である。それでは学会としては許容濃度を勧告すればそれで良く、禁止の勧告をすることはできないのであろうか。ここにおいて日本産業衛生学会が単に「毒性化学」を扱う専門団体ではなく、「産業」という現場での問題を扱い、「衛生」という包括的な分野に関わる科学の団体であることは重要な意味を持つ。許容濃度の検討はリスク評価であるが、禁止等も含む現場における石綿の取扱いはリスク管理の領域である。そしてリスク管理は単に利害関係者の力関係や取引ではなく、それ自身が学術的な研究検討の対象であり、社会的にはそれも学会の重要な活動領域と認識され、その不十分さが問われて本委員会の成立の契機となった学会批判が生まれたと考えられる。

しかし本学会がこうした期待に応えて、リスク管理の勧告を提示するのは容易ではない。これまで本学会は主にリスク評価を中心に活動してきており、リスク管理についての研究体制は極めて不十分である。 有害物のリスク管理の方法としては禁止以外にも、使用を減らす、十分管理して使う等々あるが、時点、 時点におけるそれらの方法選択の妥当性は、少なくとも技術面、法律や社会面、および経済面から評価しなければならない。またこれらを踏まえたリスクコミュニケーションも重要である。それではこうしたリスク管理に学会はどう取り組んでいるのであろうか。上に述べたリスク管理の評価領域のうち、産業衛生上の技術面については産業衛生技術部会が取り組んでいるものの、許容濃度等委員会のような組織的・系統的なものではない。法律や社会面については法制度委員会が一部関与しているものの実際問題、石綿も含め個々の有害物に対する検討ができる体制ではない。経済面については殆ど何も行われていないといっても過言ではない。こうした中で、リスク管理まで含めたトータルな意味での専門家集団という社会からの期待がある中で、実は学会員がリスク評価に大きく偏ったまま、リスク管理施策である行政決定に関与していたこともあったといえる。

従って今回の事態から学び将来につなげることとしては、学会のリスク管理に関する学術研究能力を 高めること、それを実現するためにリスク管理について検討する委員会を学会の中に作ることの検討が必 要である。実際にそれを成立させるためには、まず学会内での十分な討論を経た上で、工学、法学、経 済学、社会学など新たな分野の研究者と共々検討する活動も必要である。準備にそれなりの時間が必要 となるが、石綿問題を経て、今後、リスク管理の学術的検討に関与することは、本学会としても避けて通れ ないものと考える。

2) 石綿など有害化学物質に対する行政機関の対応と学会の役割

化学物質の許容濃度など規制(regulation)の国際的な動向について、学会がボランテイアで目配りをして許容濃度の見直しをするという立場であった。ただし、国際的でかつ社会的な見地から、それでは臨機応変の十分な機能をもっているとはいえないのではないかという議論がある。フィンランドの国立労働衛生研究所では、OECDの動向を常にモニターする室があり、事務職とベテランの研究者がその任にあたっている。また、オランダでも労働省の中で、博士号を有する科学者が専門的に同様の作業を行い、国際誌に投稿もしている。石綿のみならず、毒性の強い化学物質の存在を考えると関係省庁、あるいはその傘下の国立研究機関などは、常に情報を集めて年次的に報告あるいは海外情報を流すしくみを考えるのが、安全の側にたつと必要と考えられる。こうした機能があれば、1986年石綿ILO条約提案のときに日本政府が石綿曝露を抑制することにより積極的態度を示せたのではないか。現実、現場にある「知識不足」に対して、それを解消する何らかの対策をたてるのも行政の責任であるし、学会員も「まだわかっていない」というのみならず、何がどこまでわかってきているかを確認して、できれば専門家集団として助言をするのが望ましい。

このようなことを含めて、「化学物質などの安全管理に学会が何をすべきだったのか?」、「過去の石綿対策は妥当だったのか?」、そうしたことに科学的および政策的な妥当性を吟味するのがいわゆる regulatory science (危険性評価と規制の科学)ではなかろうか。問題が起きてしまってから検討するだけでなく、たとえば食の安全などをみても、常におこなわれるべき大事なサイエンスだといえよう。なお最後は国民のパブリックオピニオンの形成が大事となるが、その判断が行われる時点での最大限の情報を提供することが専門家集団としての学会およびその研究会に求められているのではなかろうか。石綿問題においても、問題に対する社会的結論であるパブリックオピニオンの形成に十分役割を果たしてきたのかは、さらに検討すべき点であろう。

3)学会の学術性を保持するために考えるべきこと

クボタショックの後、石綿問題に関連して学会役員が1994年制作の石綿工業会のビデオに出演してい

たことが報道された。石綿問題に関連しての本学会に対する批判の中には、このことをもって「本学会が外部の圧力に屈して学術性を放棄したのではないか」という指摘もあった。そこで本委員会では、座談会の場で同ビデオを全員で視聴して、「外部団体との関係の中での学会の学術性の保持という問題について」の検討を行った。本学会の立場から見て、石綿に関連する産業界のビデオに出演するという「行動」は問題である一という意見では一致し、と同時に、「発言内容」自体は、ビデオが収録された当時の学術的知見の状況からみて誤りと断定はできないのではないかという意見も出され、評価が分かれることとなった。その上で、学会の学術活動と外部団体の関係を検討する上で、a.産業界、b.行政、c.他学会との関わりの検討が改めて必要ということになった。

a.産業界

産業界と学会の学術活動との関係を考える上で、本学会許容濃度委員会で守られてきたルールが参考になる。許容濃度委員会が検討する化学物質は多岐にわたるが、そもそもそれらの物質を実際に取り扱っている産業界の協力がなければ、物質に曝露した労働者の健康影響についての情報の収集ができず、当該物質についての学術的研究が困難なことが多い。許容濃度の値が利益に直接関係することもある産業界の意向から学会の学術的な独立性を保つためには、いくつかのシステム上の配慮が必要である。

まず許容濃度委員会の委員には、利害が直接対立する懸念があるため、企業に所属する会員は委員としていない。しかし、当該事項に非常に詳しい研究者が企業にいる場合には、たとえば小委員会の委員のような立場で参加を求めているが、最終決定には関与させてはいない。

また個々の物質の許容濃度等の勧告については、総会で暫定値として発表される。その暫定値に対する科学的な反論・意見は、翌年の総会まで許容濃度等委員会委員長宛で受け付ける。科学的な反論・意見が出された場合、委員会での検討を経て、暫定値を修正し新たな暫定値として示すか、意見を却下の上、次の総会で勧告値として決定するという手順を踏んできている。

産業界との関係では基礎的な情報だけでなく、研究資金を中心とした利益供与の問題がある。公的な研究資金が十分でない中、研究者にとって関係業界からの研究資金は魅力的である。しかし近年、提供される研究資金の故に研究結果が歪められたのではないかという利益相反の疑いが、抗インフルエンザウイルス薬の副作用の研究に関連して起き、当該研究者が専門家会議から外れるという事態が生まれた。企業側もその社会的責務(CSR)を重視する考え方の広がりと、近視眼的でない業界の発展を考える立場から、短期的には不利な情報も含め、公表する例も現れている。こうした点については社会全体の動きの中で今後さらに変化していくこともあり得るが、一方で、全ての利益や便宜供与を否定するのではなく、一定の条件下で受け入れることもあり得るとする主張も出されている。その条件とは、第一に協力が学術的研究目的から見て適正であること、第二に利益供与や便宜供与が学術的独立性に影響を与えないことが担保されていること、そして第三に利益と便宜の供与や結果の取り扱いの過程が公開され、透明性が確保されている(accountability)ことである。本学会としてもこの点に一層の注意を払い、検討をする必要がある。

b.行政

行政との関係には産業界とは異なった難しさがある。再び許容濃度委員会の例を取ると、行政附属の研究所職員などの行政機関の者が許容濃度委員会の委員になることを妨げてはいない。

また現状、許容濃度勧告値の起案にあたり必要な文献収集や印刷等の直接費用、およびそのために 費やす時間費用は全て委員個人または所属機関の研究費に依存してきた。結果は委員会として発表さ れ、個人の研究業績として評価されるわけでもない。この負担がかなり大きなものであるため、わが国の許容濃度等の勧告数が例えば米国 ACGIH の TLV に比べて少ない原因にもなってきた。一方、現在は許容濃度が行政が定める管理濃度の決定の基礎になることが多く、わが国の行政は、概して ACGIH の決定を重視して参照しつつ、本学会等から提案される許容濃度の提案を十分参考にしてきた経過がある。そこで、許容濃度作成のための経費を厚生科研費のような行政からの研究費で得ようという意見が数回議論されたが、許容濃度委員会の勧告値に行政の意見が反映していると誤解されかねないこと、毎年成果報告を求められることで委員会の自律性を保てなくなるおそれもあること等から、これまで採用されてはいない。

許容濃度委員会はこのように行政とは独立した立場で活動しているが、許容濃度委員も含め学会員が個人として行政の各種の委員会に参加している例は多い。このこと自体は否定されるべきものではないが、個人としての参加であれ、時には本学会での役職が紹介され、その発言内容を周囲が学会の見解と受取る可能性もある。この点については現状では、個人の良識に期待するしかない。今後その担保のために、問題がある場合に学会の監事などによる監査システムの整備が必要かもしれない。

c.他の学会

ともに学術を追求する立場で、他の学会と本学会が連携し協力することは必要であり、それはこれまで 以上に積極的に進める必要がある。最近では個人情報保護と疫学研究の関係で疫学、衛生学関連学会 と連携した活動があり、このほかにも連携することにより学術団体としての目的を達しやすくできる可能性 のある事項は多い。しかし本学会は産業現場で労働者の健康に関わる学術研究を行ってきたもっとも長 い歴史と厚みを持つ団体であり、他の学会にはない独自性を持つ。その独自性にたって行った学術活動 の結果が必ずしも常に他の学会と同じものになるとは限らず、時に他学会とは異なる見解となることも排し なかった。そうした場合本学会が依拠するのは、あくまで本学会の依って立つ産業保健という領域と科学 性であり、他の学会の支持や同意ではない。

再び許容濃度委員会での例を挙げるなら、かつて検討結果としてたどり着いた許容濃度の勧告値が、 当時の測定機器では測れないレベルの濃度であったことがある。そこで勧告値を測定可能なレベルまで 緩和すべきか、ということも検討されたが、結局結論として、許容濃度は労働者への健康影響が起こらな いレベルの提示であり、測定機器の性能限界で決まるものではなく、測定性能向上を測定関係の学会や 測定機器の業界に期待するまでであるとして、もとのレベルのままで勧告値を定めた経過がある。

より明確に他学会とは意見が異なった別の例として、「職業性頸肩腕障害」の例がある。1970年代事務の機械化が急速に普及し、キーパンチャーや電話交換手などの頸、肩、上肢の障害が多発して産業保健の大きな課題となった。そこで本学会には専門委員会ができ、上記の「疾患概念」を提起した。しかし、これに対して他の学会からすでに疾患概念としては確立し終えたもの、として新たな疾患概念を提案することに難色が示された。本学会は事務機械の改善、過重作業の制限や作業環境の改善で、患者の障害を軽減するとともに、新症例の発生の大幅な減少を図るという視点・方法論で、その後、同障害の予防に大きく寄与したといえよう。このようにある疾患に対していくつかの専門領域の学会に意見の違いや対立が生まれることはあり得るのであるが、本学会は労働現場のニーズに応えて研究し、成果を現場に返すことを基本姿勢とし、他学会からも学ぶとともに必要な場合には他学会に対しても主張もしていかなければならないということは今日も重要な点である。

以上のように、本学会は行政や産業界、時として他の学会とも違った意見を持つことは十分あり得る。

「主張」の公開や申し出でに対して学会全体や会員個人に様々な圧力がかかることも予想出来る。行政施策や産業活動、あるいは労使関係にも密接な関わりのある事柄にも触れていく可能性が高いからこそ、他学会にない、あるいは少ない難しさを持っているともいえる。その事に対しては、科学性を保持し、労働者保護のために大きな貢献をしてきた歴史を継承していくことが必要である。学会が対外的な見解等を公開するに際しては、学会役員や委員会責任者等が、正規の手続きを経ずに外部機関・団体等と接触し、無用の干渉を受けるなど混乱を招くことがあってはならないことはいうまでもない。

3. 委員会解散後の本課題への取り組み方

1)石綿関連4学会の協力の継続・推進

日本産業衛生学会と日本呼吸器学会、日本職業・災害医学会、日本医学放射線学会の協力は、下記 事項について継続実施する。本学会からは、引き続き岸本委員(代表)、広瀬委員(調整役)、久永委員(Q &A)、日下委員(画像)の4名、他の学会からは2名の連絡会議とし、本学会が積極的な役割を果たす。

(1)教材について

協力して共同教材の作成を目指すこととしている。その内容としては、①日本職業災害医学会は職歴と病理の明らかな症例の診断・画像・治療等、②日本医学放射線学会は主に「胸膜肥厚」「石綿肺疾患合併肺癌」について、③日本呼吸器学会は「間質性肺炎」と石綿肺との関連性について、④日本産業衛生学会は Q&A、石綿肺疾患の問診・意外な現場で発生した症例について、という分担がなされている。これらについては、2008年(平成 20 年)6 月の第 81 回日本産業衛生学会総会(札幌)での「職業性呼吸器疾患研究会」にて相互に中間報告をしている。「Q&A」については、4 学会連絡会として、共同して近く冊子として発刊する予定である。また、各学会ホームページにも公開できるようにしたいと考える。

(2)共同の取り組み

当面の学会相互の共同作業については、以下のとおりである。

①各学会の企画での相互協力

日本呼吸器学会が 2008 年(平成 20 年)に企画した「環境と呼吸器疾患」というシンポジウムに本学会 からも協力したが、2009 年(平成 21 年)の「教育講演(石綿と中皮腫)」にも講師を派遣する。2009 年秋の日本職業災害医学会(大阪)で日本産業衛生学会との「合同シンポ」を実施すること等が準備されている。

②石綿関連肺疾患の画像診断研修会の検討

現在、職業性呼吸器疾患研究会と労働安全衛生国際協力研究会が協力してアジアを視野に「Air Pneumo(The Asian Intensive Reader of Pneumoconiosis Course)」が展開し始めている。この国際的活動は、石綿問題が我が国での教訓を十分生かさない形で新たな形で広がろうとしている時、本学会として一層支援し、定着に協力する意義は大きい。

2007 年(平成 19 年)10 月に示された「石綿手帳健診施設認定要件」では、日本呼吸器学会専門医と日本医学放射線学会専門医の居る施設のみが認定対象とされ、日本産業衛生学会で石綿診断に取り組んでいる会員だけの施設は結果的に外れることになった。石綿関連4学会での共同での教材作りや研修会を実施する中で、本学会で石綿関連疾患の診断等に取り組んでいる会員の施設も「石綿手帳健診施設認定要件」を得られるように進めていくことは重要である。

2)委員会独自の課題

後述の5)に示した組織が認められた場合、下記を実施する。

- (1) 石綿関連4学会としての共同作業と並行して、学会員に役立つ「画像教材作成」の活動を独自に続ける。
- (2)会員が産業の場で取り組む際に役立つ「ガイドライン」や「問診の手順書」等を作成する。

3)「解体作業」における曝露防止対策と追跡調査の取り組み

委員会、座談会での議論の結果、過去の教訓を生かすには、今後の労働者の石綿曝露の中心になると予想されている「解体作業者」の追跡調査を関連諸組織と協力して進めることが大切である。解体と共に建築作業も依然として重要なので、双方関連づけて検討すべきと考えられる。現在、共同出来る組織を探す活動に着手しているが、委員会が解散した後は、職業性呼吸器疾患研究会の課題として継続していただく。

4)職業性呼吸器疾患研究会による活動

委員会解散以後は、職業性呼吸器疾患研究会において、石綿に関連する課題に中心的な役割を 果たしていかれるよう希望する。(同研究会世話人会において確認済)。

5)委員会解散以降のあり方の検討

「石綿関連4学会連絡会」がこれから活動を強化していく段階なので、2009 年度(平成 21 年度)以降にも実践的な課題に共同で取り組むために、「石綿問題に関わる」何らかの組織を残す事が必要である。理事会の中に「石綿問題担当」理事を置き、石綿関連 4 学会連絡会担当とし、それに、若干名の会員(職業性呼吸器疾患研究会と密接な活動を保障する為、同研究会世話人から指名)を加えた「石綿問題を検討する組織」を理事会の下に置くよう要望する。

以上